

自動車運転者の労働時間等に関する説明会を実施しました！

～労働基準部監督課、雇用環境・均等室～

令和4年7月12日



「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準 (改善基準) の在り方について」説明する労働基準部監督課 労働時間管理適正化指導員



「労働施策総合推進法」及び「改正育児・介護休業法」について説明する雇用環境・均等室 職員

働き方改革関連法による労働基準法の改正により、令和6年4月から自動車運転者についても、時間外労働の上限規制が適用されることとなります。これとあわせて「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（いわゆる「改善基準告示」）についても見直しが行われ、このたびバス事業者を対象として改善基準告示の見直し案の内容について土浦労働総合庁舎にて説明会を行いました。

労働基準部監督課 労働時間管理適正化指導員から「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準 (改善基準) の在り方について」について、雇用環境・均等室担当者からは「労働施策総合推進法及び改正育児・介護休業法」の説明をしました。

さらに、茨城働き方改革推進支援センター（茨城労働局委託事業）より、支援概要等をPRし、積極的な活用を勧奨しました。

労働基準部 監督課、雇用環境・均等室では引き続き連携し、あらゆる機会を通じて改正法等について周知啓発に努めてまいります。

【お問い合わせ先】

- 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(改善基準告示)の改正内容について
労働基準部監督課 電話：029-224-6214
- 労働施策総合推進法及び改正・育児介護休業法について
雇用環境・均等室 電話：029-277-8295
- 中小企業・小規模事業者等による働き方改革推進支援事業について
★個別企業訪問、セミナー・講師、常駐相談すべて無料です！

茨城働き方改革推進支援センター TEL：0120-971-728